

吸収分割に関する事後開示書類

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社施行規則第 189 条に基づく書類)
(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社施行規則第 189 条に基づく書類)

2020 年 10 月 1 日

UQ コミュニケーションズ株式会社
KDDI 株式会社

2020 年 10 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

KDDI 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号

UQ コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 竹澤 浩

KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます)と UQ コミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」といいます)は、2020 年 7 月 1 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDI の連結子会社である UQ が、UQ の営む UQ mobile 事業に関して有する権利義務を、KDDI に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事項、並びに、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、分割会社である UQ においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割、承継会社である KDDI においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

2. UQ における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について

UQ は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

UQ は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに UQ の定款の規定に基づき、2020 年 7 月 14 日付で官報公告及び日刊工業新聞における公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. KDDI における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割においては、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

KDDI は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに KDDI の定款の規定に基づき、2020 年 7 月 14 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により KDDI が UQ から承継した重要な権利義務に関する事項

KDDI は、効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、UQ から UQ の営む UQ mobile 事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。UQ から承継した資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額(概算) 43,322 百万円

承継負債額(概算) 20,787 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 10 月 7 日(予定)

6. その他重要な事項
なし

以上